

災害時に被災地・被災者支援活動を行う NPO等を募集します！

三重県では、災害からの早期の復旧復興のため、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を設置しています。

県内で大規模災害が発生したときに、迅速に被災地・被災者支援活動が行えるよう、NPO等と平常時から協定を締結し、災害時には、基金を活用して、速やかにNPO等へ資金支援を行います。

1. 対象団体

- ◆県内に活動拠点のあるNPO法人等の民間非営利団体
(法人格の有無は問いません)
- ◆被災地・被災者支援のノウハウのある団体
- ◆県全域又は複数の圏域において活動可能 など

「災害救援」以外の
分野で活躍する
NPO等大歓迎！

日頃の取組を災
害支援活動に生
かしませんか？

2. 対象活動

- ◆被災者にとって効果的な支援活動
- ◆専門性を有し、住民同士の共助では対応が難しい活動
- ◆被災地の災害対策本部やボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動 など
- ◆災害発生直後から概ね2か月間に行う活動

3. 対象経費及び上限額

- ◆対象経費：概ね2か月間の支援活動に要する、被害状況の調査や支援活動を行う人件費、旅費及び活動経費
- ◆上限額：120万円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 選定方法

- ◆提出書類及びプレゼンテーション（12月5日）の内容をふまえ、基金運営委員会委員による審査を行い、県が協定団体候補者を決定

5. 申込期限

- ◆平成28年10月31日（月）17時必着

【対象活動の例】

障がいのある方や介護が必要な方の安否確認・受入施設の調整・生活支援・専門家やヘルパー派遣・相談、外国人住民への多言語情報提供・相談・通訳等の派遣、子どもの居場所づくり・心のケア・学習支援・遊び支援、妊婦・母子の一時避難支援・相談、アレルギーや難病等の方への生活支援・相談、避難所での栄養指導・心やからだの健康相談・傾聴、支援活動団体の連携・コーディネート・被災者支援情報の提供、重機等を用いて行う瓦礫や流木撤去 など

★募集に関する詳細については、NPO班ホームページ【「三重県NPO」で検索】に掲載の募集要項等をご覧ください。

■問い合わせ・申し込み先■

三重県環境生活部 男女共同参画・NPO課NPO班

(〒514-0009 三重県津市羽所町700番地アスト津3階)

電話：059-222-5981 FAX：059-222-5984 Eメール：seiknpo@pref.mie.jp

NPO班ホームページ：<http://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci400000514.htm>